

**香川労働局発表**

令和2年8月6日

担  
当

香川労働局総務部  
労働保険徴収室長 西山 昌和  
労働保険徴収室長補佐 高橋 佐智子  
【電話】087-811-8917  
【夜間】087-811-8926  
<https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>

**令和2年度労働保険料等の年度更新期間は8月末までです  
～手続きがこれからの事業主の皆様は期間内に手続きをお済ませください～**

香川労働局（局長：<sup>ほんまゆきてる</sup>本間之輝）におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、期間を延長して、事業主の方の労働保険料等の年度更新手続きを受け付けてしております。

令和2年度の労働保険の年度更新期間について、6月1日～7月10日から8月31日までに延長されており、さらに、今年度については、労働保険料等の納付猶予の特例制度を活用することもできます。労働保険は、事業主の皆様のご理解の下、適切に運営されることにより、事業主又は労働者の皆様に必要な補償・給付・助成を行っております。期間内の手続きをお願いいたします。

**1 年度更新手続きについて**

- (1) 申告書受付は、労働局及び労働基準監督署で開庁日に行っている外、8月中に県内5か所（別紙1参照）に受付会場を開設します。
- (2) 電子政府の総合窓口「e-Gov（イーガブ）」より電子申請、香川労働局あて郵送により手続きいただくことが可能です。
- (3) 該当事業場に対して、はがきにより手続き案内をしております。

**2 納付猶予特例について**

年度更新の手続にあわせて「労働保険料等納付の猶予申請書」等を提出いただくことにより、年度更新に係る労働保険料等について、納付猶予を受けることができます。

**【参考】労働保険料等の年度更新手続きの実施状況（令和2年7月31日現在）**

- 対象事業件数 14,072件
  - 内訳 所掌1（監督署）継続事業 10,628件 一括有期事業 1,336件  
事務組合 312件 その他 94件
  - 所掌3（安定所）継続事業 1,395件 事務組合 307件
- 未手続事業件数 3,025件
  - 内訳 所掌1（監督署）継続事業 1,819件 一括有期事業 299件  
事務組合 291件 その他 15件
  - 所掌3（安定所）継続事業 329件 事務組合 272件



## 労働保険等の年度更新手続は8月末までに！

令和2年度労働保険料等の申告・納付期限は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、例年より期間を延長して、令和2年6月1日（月）から令和2年8月31日（月）までとなっております。お済でない事業主の皆様は、8月末までに手続をお願いいたします。

なお、今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置が実施されており、「労働保険料等納付の猶予申請書」等を提出いただくことにより、支払を猶予することができます。

### 特設会場での受付

	受付日	集合受付場所
高松署管内	8月26日（水）	穴吹学園ホール3階視聴覚室（旧高松テルサ） 高松市屋島西町2366-1
丸亀署管内	8月18日（火）	丸亀市生涯学習センター4階講座室1 丸亀市大手町2-1-20
坂出署管内	8月27日（木）	アイレックス1階会議室 丸亀市綾歌町栗熊西1680
観音寺署管内	8月19日（水）	観音寺市立中央図書館多目的ホール 観音寺市坂本町1-1-1
東かがわ署管内	8月24日（月）	東かがわ市交流プラザ1階会議室 東かがわ市湊1806-2

※ 各会場の受付時間は、9時30分～16時00分まで となっております。

感染症対策には万全を期しておりますので、安心してお越しください。

### 労働基準監督署で受付

	住所	電話番号
高松労働基準監督署	〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館2階	087-811-8945
丸亀労働基準監督署	〒763-0034 丸亀市大手町3-1-2	0877-22-6244
坂出労働基準監督署	〒762-0003 坂出市久米町1-15-55	0877-46-3196
観音寺労働基準監督署	〒768-0060 観音寺市観音寺町3167-1	0875-25-2138
東かがわ労働基準監督署	〒769-2601 東かがわ市三本松591-1	0879-25-3137

### 電子申請で受付

電子政府の総合窓口「e-Gov（イーガブ）」より手続してください。

### 郵送で受付

【郵送先・お問い合わせ先】 香川労働局総務部労働保険徴収室 電話 087 (811) 8917

〒760-0019 高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎北館3階



## 令和2年度労働保険料等の申告・納付期限が 令和2年8月31日まで延長されました

### 概要

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、労働保険料等の申告期限・納付期限（年度更新期間）について令和2年8月31日まで延長することといたしました。

それに伴い、口座からの振替納付日は令和2年10月13日になります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方は、申請により、労働保険料等の納付を1年間猶予することができますので、裏面もあわせてご参照ください。

#### 《申告期限》

従来	延長後
令和2年6月1日～同年7月10日	令和2年6月1日～ <u>同年8月31日</u>

#### 《納付期限》

	従来	延長後
全期・第1期	令和2年7月10日	<u>令和2年8月31日</u>

#### 《口座振替納付日》

	従来	延長後
全期・第1期	令和2年9月7日	<u>令和2年10月13日</u>

なお、延納（分割納付）をしている場合の第2期以降の納付期限・口座振替納付日については従来どおりとなります。

		個別事業場	事務組合
第2期	納付期限	令和2年11月2日	令和2年11月16日
	口座振替納付日	令和2年11月16日	
第3期	納付期限	令和3年2月1日	令和3年2月15日(※)
	口座振替納付日	令和3年2月15日	

(※) 事務組合の委託事業場で労働保険料等の納付猶予（特例）申請を希望する場合の第3期納付期限は、令和3年2月1日となります。

労働保険の年度更新は管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送又は電子申請でも受け付けており、直接窓口へ出向くことなく申告することが可能です。

なお、年度更新に係るお問い合わせは、年度更新コールセンター（0120-560-710）にお問い合わせください。



## 新型コロナウイルス感染症の影響により、納付が難しい方へ 労働保険料等の納付猶予の特例について

### 猶予（特例）の概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方にあつては、申請により、労働保険料等の納付を、**1年間猶予**することができます。
- この納付猶予の特例が適用されると、**担保の提供は不要**となり、**延滞金もかかりません**。

### 猶予の要件

以下のいずれも満たす事業主の方が対象となります。

- ① **新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業に係る収入が前年同期に比べて（※1）概ね20%以上減少していること**  
※1 新規適用事業及び単独有期事業における取り扱いについてはQ&A及び申請の手引きをご参照ください。
- ② ①により、**一時に納付を行うことが困難であること（※2）**  
※2 「一時に納付を行うことが困難」かどうかの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。
- ③ 申請書が提出されていること

### 猶予対象となる労働保険料等

令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する労働保険料等が対象となります。

### 申請方法

- **納期限までに申請してください（※3）。**  
※3 令和2年2月1日から令和2年6月30日までの間に納期限が到来している労働保険料等については、令和2年6月30日までに申請していただければ、納期限までに申請した場合と同じ取り扱いとします。
- **所管の都道府県労働局に「労働保険料等納付の猶予申請書（特例）」等（※4）を提出してください。（郵送又は電子申請でも受け付けております。電子申請の場合、年度更新の申告等の添付書類として申請いただくことになります。）**  
※4・根拠となる書類の準備が難しい場合は、職員が聞き取りにより確認させていただきます。  
・同一の労働保険適用事業において、国税、地方税又は厚生年金保険料等の納付猶予の特例が許可等された場合は、当該猶予許可通知書等及び当該猶予申請書の写しを添付いただくことで、申請書の記載の一部が省略できる場合があります。

※ 申請にあたっては、管轄の都道府県労働局へご相談ください。